

農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価

(関 連 資 料)

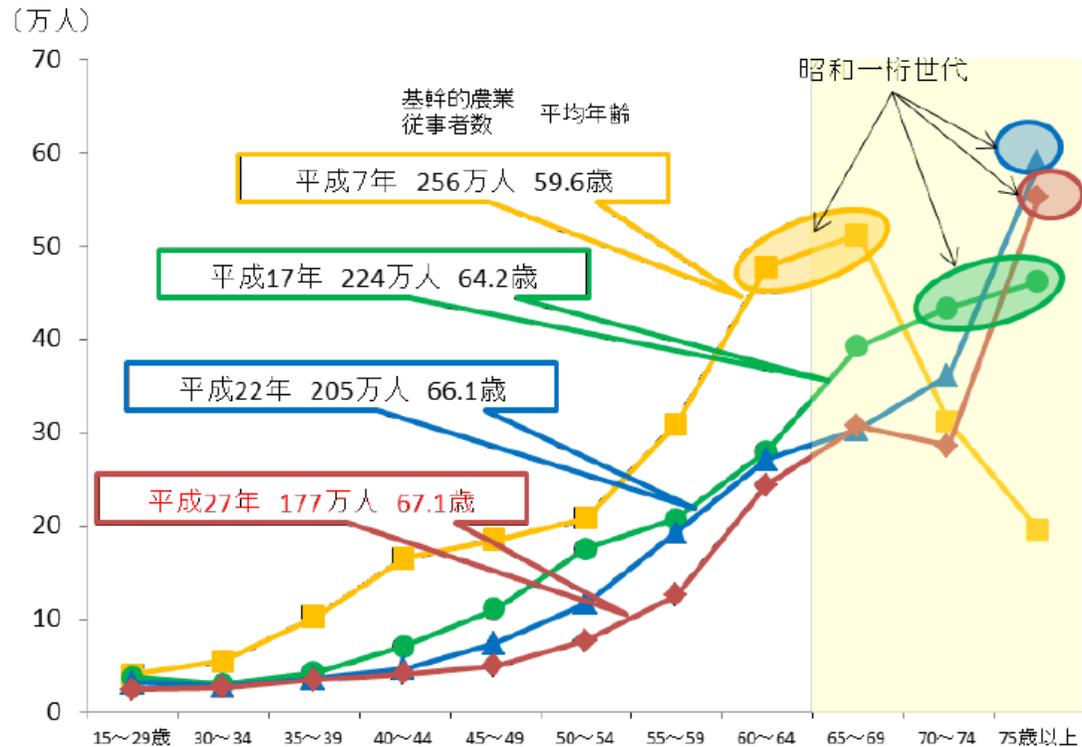
目 次

資料 1	6次産業化の推進に関する政策の背景	1
資料 2	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定、28年6月2日閣議決定)〈抜粋〉	4
資料 3	農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、26年6月24日改訂)〈抜粋〉	5
資料 4	6次産業化の取組事例	6
資料 5	農業生産関連事業を行う農業経営体の現状	8
資料 6	6次産業化関連法律の概要及び施策の実施状況について	9

6次産業化の推進に関する政策の背景①

○基幹的農業従事者は年々減少するなか、平均年齢は平成27年で67.0歳で、昭和一桁世代が多い。

【基幹的農業従事者数及び年齢構成】

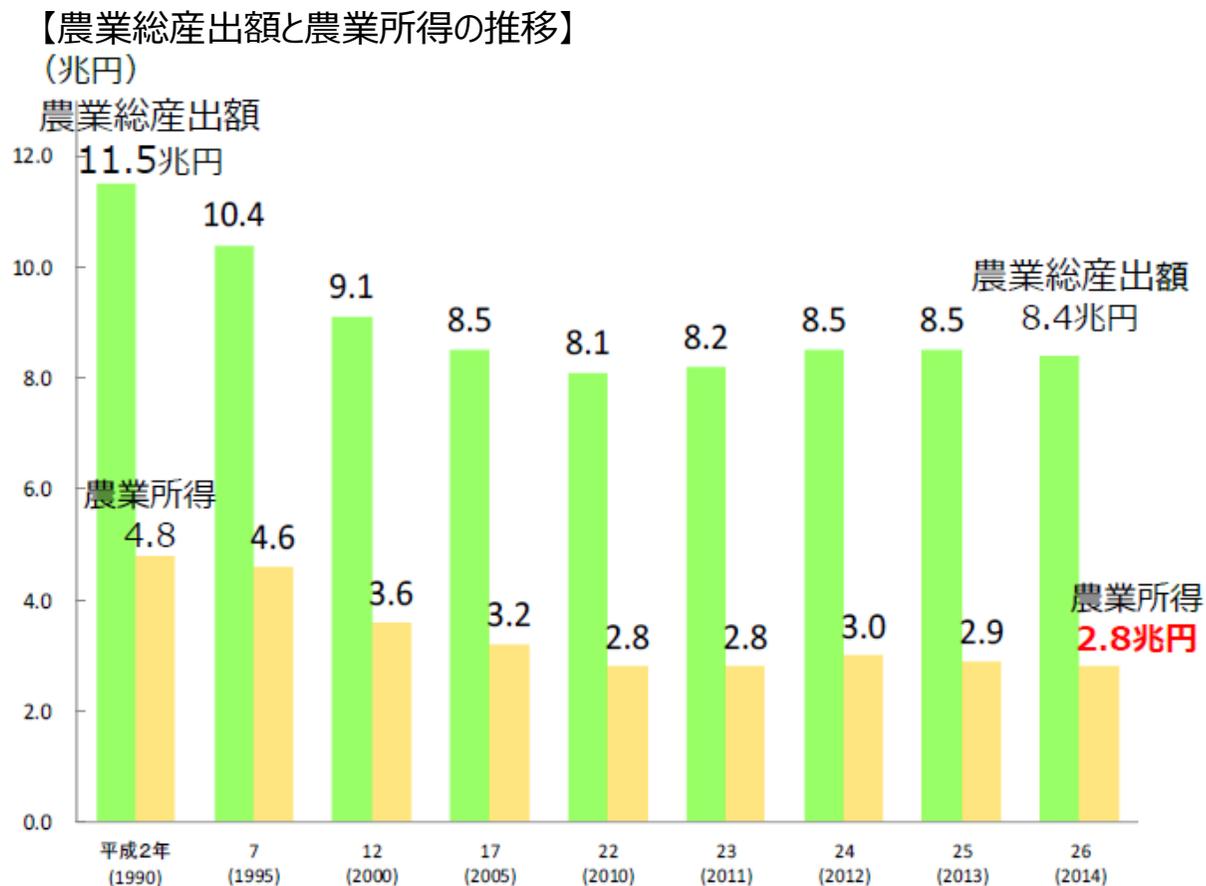


(注)1 「農林漁業の6次産業化の展開」(平成28年10月農林水産省HP)に基づき当省が作成した。

2 「基幹的農業従事者」とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口)のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

6次産業化の推進に関する政策の背景②

○農業所得（生産農業所得）は平成2年（4.8兆円）⇒平成26年（2.8兆円）に減少

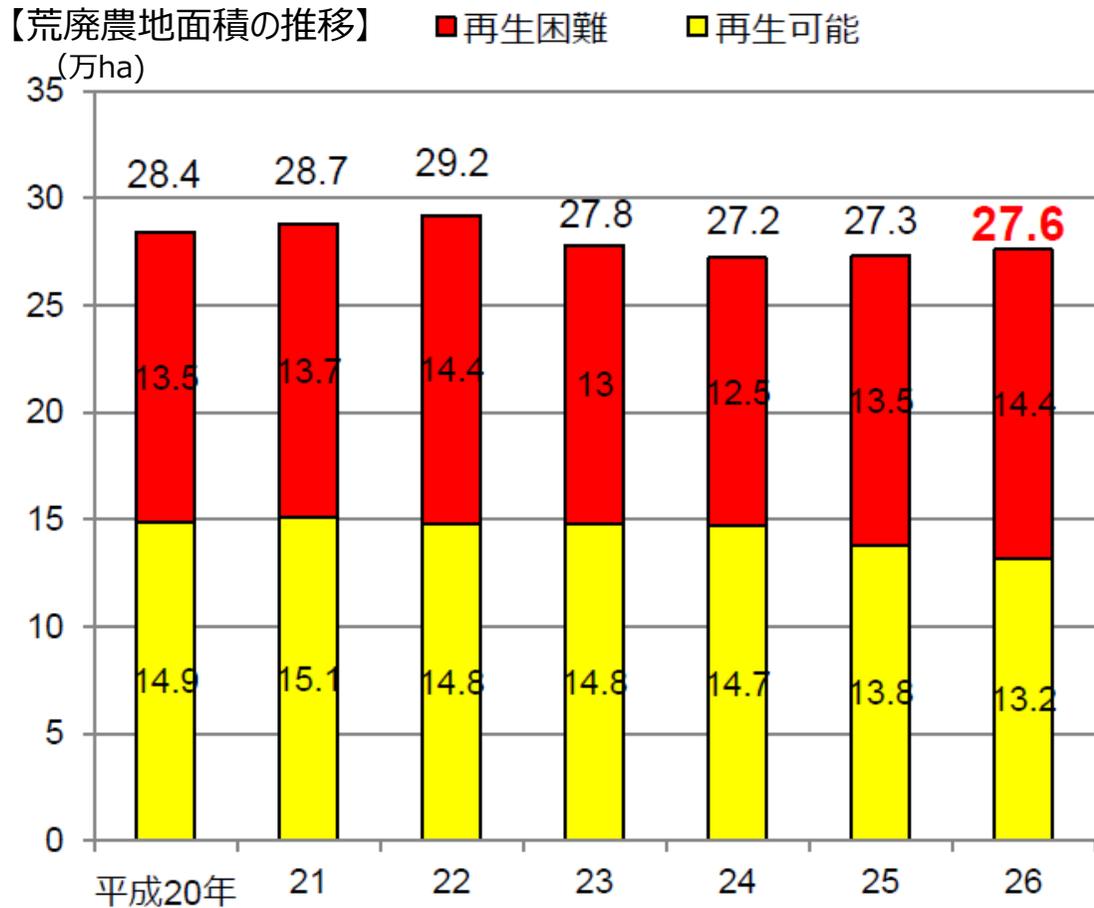


(注) 1 「農林漁業の6次産業化の展開」(平成28年10月農林水産省HP)に基づき当省が作成した。

2 「農業所得」(生産農業所得)とは、農業総産出額から物的経費(肥料、農薬、光熱動力費等)を控除し、経常補助金を加えたもの。

6次産業化の推進に関する政策の背景③

○荒廃農地の面積は、平成26年時点で27.6万ha
○このうち、再生利用可能なものが13.2万ha、再生利用困難なものが14.4万ha



(注)1 「農林漁業の6次産業化の展開」(平成28年10月農林水産省公表HP)に基づき当省が作成した。
2 「荒廃農地面積」とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定、平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）〈抜粋〉

日本再興戦略-JAPAN is BACK-（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）〈抜粋〉

第 I. 総論

5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例

(1) 民間の力を最大限引き出す

⑤ 農林水産業を成長産業にする

<成果目標>

- ◆ 今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減し、法人経営体数を 5 万法人とする
- ◆ 2020 年に 6 次産業の市場規模を 10 兆円（現状 1 兆円）とする
- ◆ 2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円（現状約 4,500 億円）とする
- ◆ 今後 10 年間で 6 次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定する

第 II. 3 つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ 4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

I) 社会像と現状の問題点（略）

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

農林水産業の競争力を強化する観点から、生産現場の強化や需要面の取組、それらをつなぐ 6 次産業化等を一体的に進めるとともに、経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設の検討を行う。農林水産業を成長産業とし、今後 10 年間で 6 次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す。その着実な推進のため、官邸に設置した「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の政策の方向性を「農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）」として、できるだけ早期に取りまとめる。

（中略）

さらに、新技術の活用、異業種連携等により、農業にイノベーションを起こす。この中で、マーケットインの発想を定着させ、6 次産業の市場規模を現状の 1 兆円から、2020 年に 10 兆円とする。

○ 農商工連携等による 6 次産業化の推進

- ・ 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開や、異業種連携等の促進により 6 次産業化を推進する。（以下、略）

日本再興戦略（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）〈抜粋〉

第 2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「6 次産業化市場規模を 2020 年に 10 兆円とする」

⇒2014 年度：5.1 兆円（※）

※ 食料・農業・農村政策審議会において 6 次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める 7 分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等）の市場規模の合計

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成 26 年 6 月 24 日改訂）〈抜粋〉

II 基本的考え方

産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この 4 つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが第 2 次安倍内閣の農林水産行政の方針である。

III 政策の展開方向

2. 6 次産業化等の推進

農林漁業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するとの発想（マーケットインの発想）による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。このため、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の積極的な活用等により、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイデア・ノウハウも活用した多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの 6 次産業化を推進するとともに、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の 6 次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。また、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する。（以下、略）

<目標>

- 2020 年までに 6 次産業化の市場規模を 10 兆円に増加
- 酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件に倍増

<展開する施策>

- ① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
- ② 農商工連携、医福食農連携等の 6 次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
- ⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6 次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

6次産業化の取組事例①

地域ぐるみで取り組む多様なゆず加工品の開発

① 馬路村

農業協同組合

【高知県馬路村】



馬路村の名前を冠した多様なゆず加工品

- 形が悪いために青果出荷が困難なゆずを有効活用するため、加工品を開発して付加価値を向上。
- 村が一丸となって商品の開発やPRに取り組み、馬路村の名前を前面に押し出し、ブランドを構築。
- 高知大学との共同研究により、新たにゆずの種子を活用した化粧品を開発。
- 売上高 約1億円 (H1) ⇒ 約31億円 (H24)
- 雇用者 (職員数) 19人 (H1) ⇒ 96人 (H25)
- 総合化事業計画認定 (平成26年10月)

生産

・市場価格より高い値段で組合員から原料ゆずを全量買取

加工

・種子の有効活用を図るため、大学と連携して機能性商品を開発

販売

・ユニークな商品名パッケージにより、馬路村の魅力も発信し、売上の拡大と村の活性化

女性目線で取り組む伝統野菜の機能性食品の開発

② (株) 今帰仁

ざまみファーム

【沖縄県今帰仁村】



沖縄伝統野菜「クワンソウ」の加工品と花摘み体験

- 睡眠改善効果があるといわれる沖縄伝統野菜の機能性に着目して一次加工品を製薬会社へ販売。
- 付加価値の向上を目指し、自社でスイーツ等の加工品を製造・販売。
- 地元観光業者と連携して花摘みバスツアーを事業化し、来園者が増加。
- 売上高 1,500万円 (H23) ⇒ 1,800万円 (H25)
- 雇用者 (パート含む) 3人 (H23) ⇒ 5人 (H25)
- 総合化事業計画認定 (平成24年5月)

生産

・睡眠改善効果の機能性に着目し、加工原材料向けに生産を拡大

加工

・食品製造事業者と連携し、スイーツ等の加工品を開発

販売

・女性ならではの発想力で観光と連携し、来園者数と売上高を拡大

(注)「6次産業化をめぐる情勢について」(平成28年10月農林水産省HP)から抜粋した。

6次産業化の取組事例②

無農薬栽培こんにゃく芋の加工・海外展開

③ グリーンリーフ (株)



こんにゃく製品 冷凍ほうれん草

【群馬県昭和村】

- 有機 J A S 認定のこんにゃく芋の生産・加工会社が、こんにゃく商品「しらたきパスタ」を製造し、海外に輸出。
- 商社と連携し、形状や重量等に関する輸出先のニーズを調査。ニーズに即した商品を提供するため新たな製造設備を導入。
- こんにゃく商品以外にも、生産する有機栽培ほうれん草等の冷凍加工や漬物製造を実施。
- 売上高 647百万円 (H22) ⇒ 654百万円 (H26)
雇用者 (パート含む) 59名 (H23) ⇒ 71名 (H26)
- 総合化事業計画認定 (平成23年 5月)

生産

・有機 J A S 認定のこんにゃく芋を生産
・その他にも有機栽培野菜を生産

加工

・有機 J A S 認定のこんにゃく芋から実需者ニーズを捉えた多様なこんにゃく商品を開発

販売

・海外で訴求力のあるオーガニック、ヘルシーを P R し、海外へ輸出

本場仕込みの製法による食肉加工品の開発

④ (有) 池多ファーム



生ハムやサラミ等

【富山県富山市】

- 経営を多角化するため、牛肉の直接販売部門とソーセージ等の加工部門を設置し、食肉加工品を製造。
- 自給粗飼料により良質な牛を育て、肉質を向上し、知り合いの食肉加工店で製造技術を習得。
- 岩塩やスパイス、製法は食肉加工の本場ドイツにこだわり、ドイツでのコンクールで金賞を獲得。
- 売上高 80百万円 (H16) ⇒ 167百万円 (H24)
雇用者 (パート含む) 4名 (H16) ⇒ 7名 (H24)
- 総合化事業計画認定 (平成26年 2月)

生産

・自給粗飼料により良質な牛を育て、肉質を向上

加工

・岩塩やスパイス、ハーブはドイツから輸入するとともに、本場仕込みの製法で加工

販売

・消費者の評価を生産等に反映
・ドイツのコンクールでの実績を P R して顧客を獲得

(注)「6次産業化をめぐる情勢について」(平成28年10月農林水産省HP)から抜粋した。

農業生産関連事業を行う農業経営体の現状

(参考)

区分	農業経営体数
平成22年	1,679,084
平成27年	1,377,266

図① 農業生産関連事業を行う農業経営体数(全国)

区分	農業生産関連事業 を行っている実経営体	事業種類別(複数回答可)													
		農産物の加工		消費者に直接販売		貸農園・体験農園等		観光農園		農家民宿		農家レストラン			
平成22年	農業経営体	351,494	34,172	9.7%	329,122	93.6%	5,840	1.7%	8,768	2.5%	2,006	0.6%	1,248	0.4%	
平成27年	農業経営体	251,073	25,068	10.0%	236,655	94.3%	3,723	1.5%	6,597	2.6%	1,750	0.7%	1,304	0.5%	
	家族経営体	241,697	21,503	8.9%	229,100	94.8%	3,051	1.3%	5,862	2.4%	1,639	0.7%	873	0.4%	
	組織経営体	9,376	3,565	38.0%	7,555	80.6%	672	7.2%	735	7.8%	111	1.2%	431	4.6%	
増減率															
平成27年/22年	農業経営体	-28.6%	-26.6%		-28.1%		-36.3%		-24.8%		-12.8%		4.5%		
	家族経営体	-29.8%	-32.8%		-29.1%		-41.6%		-28.3%		-14.9%		-11.9%		
	組織経営体	32.1%	64.7%		28.3		9.8%		24.8%		37.0%		67.7%		

図② 農産物販売金額規模別の農業生産関連事業を行う農業経営体数(全国)

区分	計	100万円未満		100～500万円		500～1,000万円		1,000～5,000万円		5,000万～1億円		1億円以上	
平成22年	351,494	190,866	54.3%	99,693	28.4%	30,455	8.7%	27,281	7.8%	1,847	0.5%	1,362	0.4%
平成27年	251,073	120,783	48.1%	75,828	30.2%	25,866	10.3%	25,073	10.0%	1,987	0.8%	1,516	0.6%

(注)1 「2015農林業センサス結果の概要(確定値)」に基づき当省が作成した。

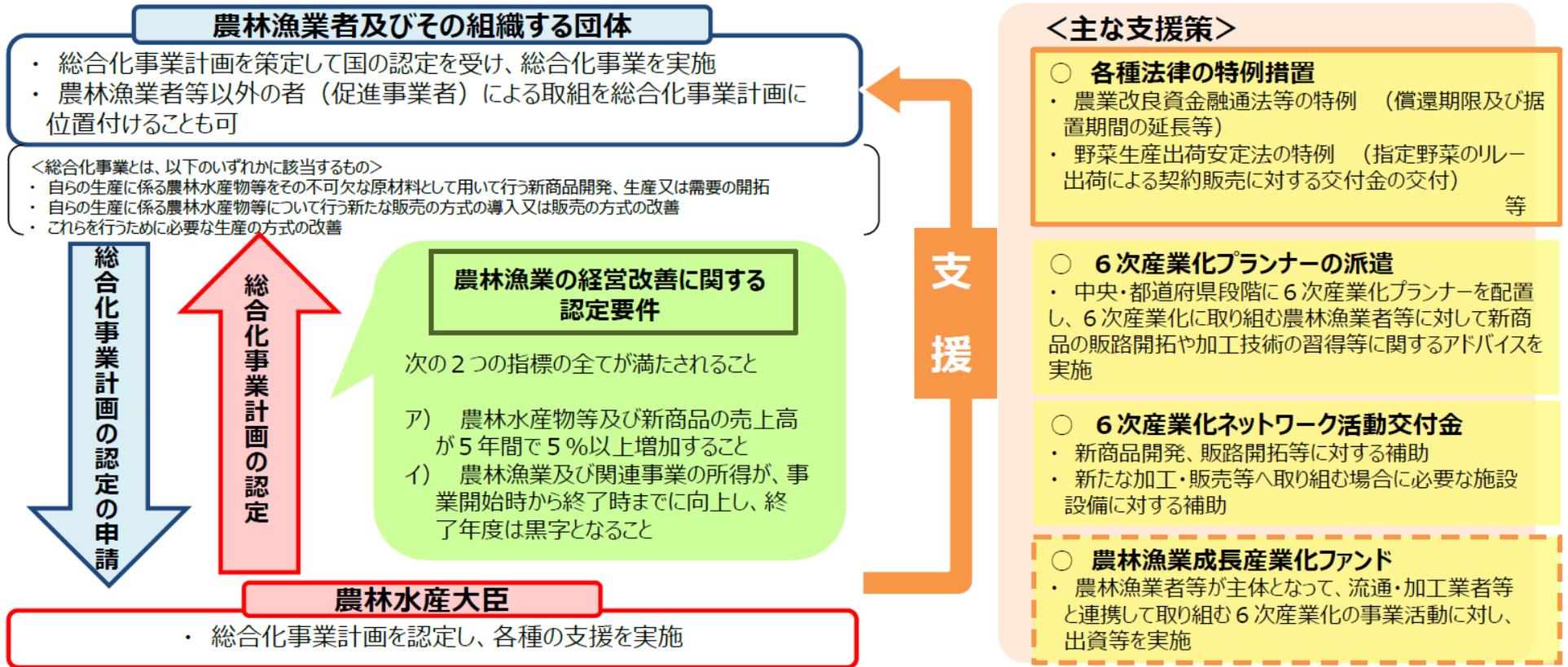
2 農業経営体とは、経営耕地面積30a若しくは農産物販売金額50万円相当以上の規模の農業経営を行うもの又は農作業受託を行うものである。

3 農業生産関連事業とは、農業経営体又は農協等による農産物の加工、農産物直売所及び農家レストラン並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業をいう。

ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しない。

4 図①の事業種類別割合の合計は、複数回答可であるため100%にはならない。

六次産業化・地産地消法の概要



(注) 1 「6次産業化をめぐる情勢について」(平成28年10月農林水産省HP)から抜粋した。

2 「六次産業化・地産地消法」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)をいう。

総合化事業計画の認定状況（平成28年9月30日現在）

（1）地域別の認定件数

地域	総合化事業計画	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係
北海道	126	119	3	4
東北	339	307	12	20
関東	367	332	17	18
北陸	106	101	1	4
東海	182	158	13	11
近畿	363	331	11	21
中国四国	255	205	11	39
九州	379	312	26	41
沖縄	55	50	1	4
合計	2,172	1,915	95	162

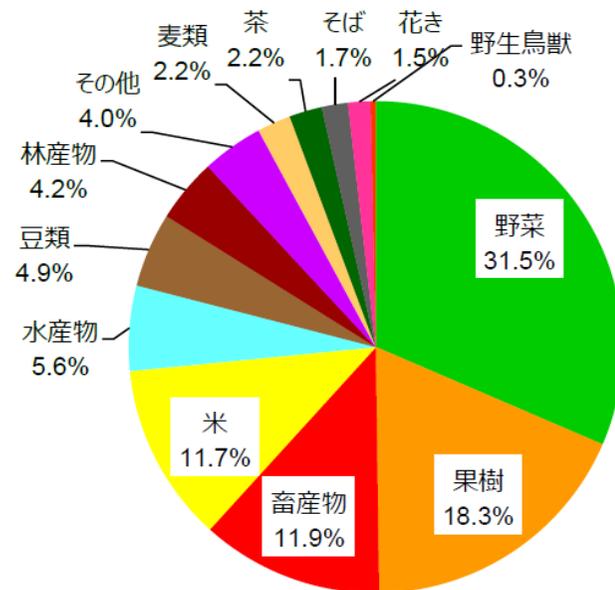
（2）総合化事業計画の認定件数の多い都道府県（件数）

北海道	126
兵庫県	99
長野県	91
宮崎県	87
熊本県	77

（3）総合化事業計画の事業内容の割合（％）

加工	19.9
直売	2.5
輸出	0.4
レストラン	0.3
加工・直売	68.6
加工・直売・レストラン	6.6
加工・直売・輸出	1.6

（4）総合化事業計画の対象農林水産物の割合



※複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画については全てをカウント。

（参考）年度ごとの認定件数（累計）の推移

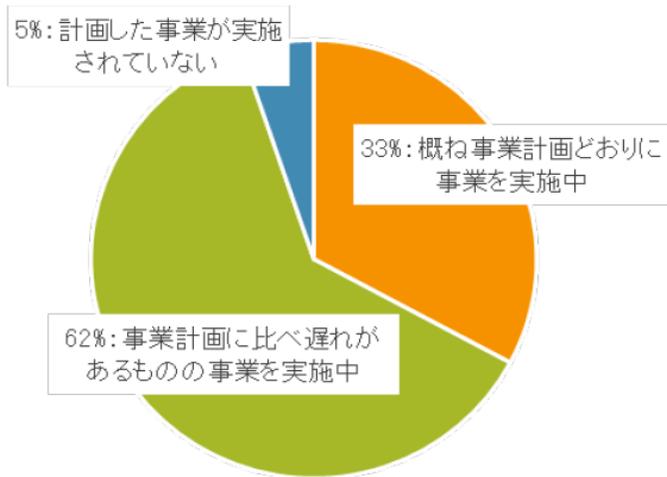
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
709	1,321	1,811	2,061	2,156

（注）「6次産業化をめぐる情勢について」（平成28年10月農林水産省HP）から抜粋した。

総合化事業計画の認定事業者に対するフォローアップ調査の結果の概要（平成27年度）

- 目的：六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）の事業の進捗状況を把握・分析し、認定事業者に対する経営支援の内容や6次産業化推進施策の検討に活用。
- 対象：平成27年3月31日までに、総合化事業計画の認定を受けた者のうち、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に事業を実施した者。
- 調査方法：地方農政局等において、平成27年夏に提出された事業実施状況報告書及びこれに添付された決算報告書等に記載された情報を集計。また、認定事業者を個別に訪問するなどして必要な情報をヒアリング。
- 調査項目：①財務情報（売上高、利益、自己資本等）、②経営分析指標（売上高経常利益率、自己資本比率等）、③その他（雇用の状況、総合化事業計画の進捗状況等）
- 提出率：対象事業者数1,949に対し、提出事業者数1,880。提出率96.5%。

（総合化事業計画の進捗状況）



（認定事業者の売上状況）

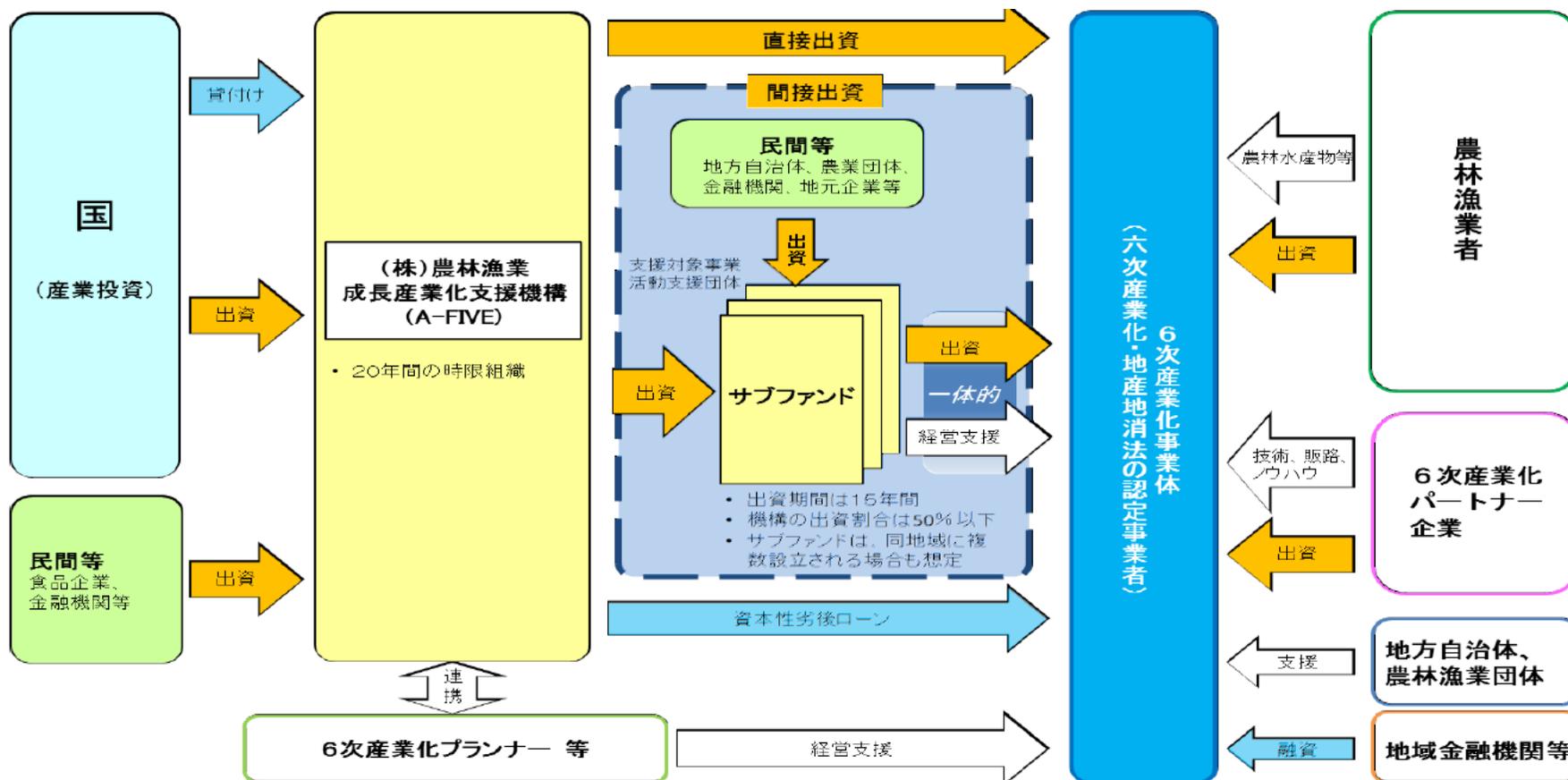
（平均値、百万円）

売上高		1年間の取組			2年間の取組			3年間の取組			4年間の取組		
		申請時	1年後	対申請時比	申請時	2年後	対申請時比	申請時	3年後	対申請時比	申請時	4年後	対申請時比
経営全体	個人	18	19	106%	20	24	120%	20	25	125%	43	50	116%
	法人	138	167	121%	134	162	121%	128	166	130%	134	180	134%
	全体	110	133	121%	107	129	121%	99	129	130%	105	139	132%
6次化関連	個人	9	10	111%	12	15	125%	11	14	127%	20	27	135%
	法人	65	76	117%	52	70	135%	61	85	139%	65	93	143%
	全体	52	61	117%	43	57	133%	48	66	138%	51	72	141%

注：平成27年度は、平成27年3月末時点で事業を開始していた事業者を対象に調査を実施。対象業者となる1,949事業者のうち、1,880事業者（96.5%）の事業計画の進捗状況及び売上状況を把握し集計（ただし、売上状況については、農林漁業及び関連事業以外の事業を実施している事業者は除く）。

（注）「6次産業化をめぐる情勢について」（平成28年10月農林水産省HP）及び「六次産業化・地産地消法に基づく認定事業に対するフォローアップ調査の結果（平成27年度）」（平成28年6月1日農林水産省）に基づき当省が作成した。

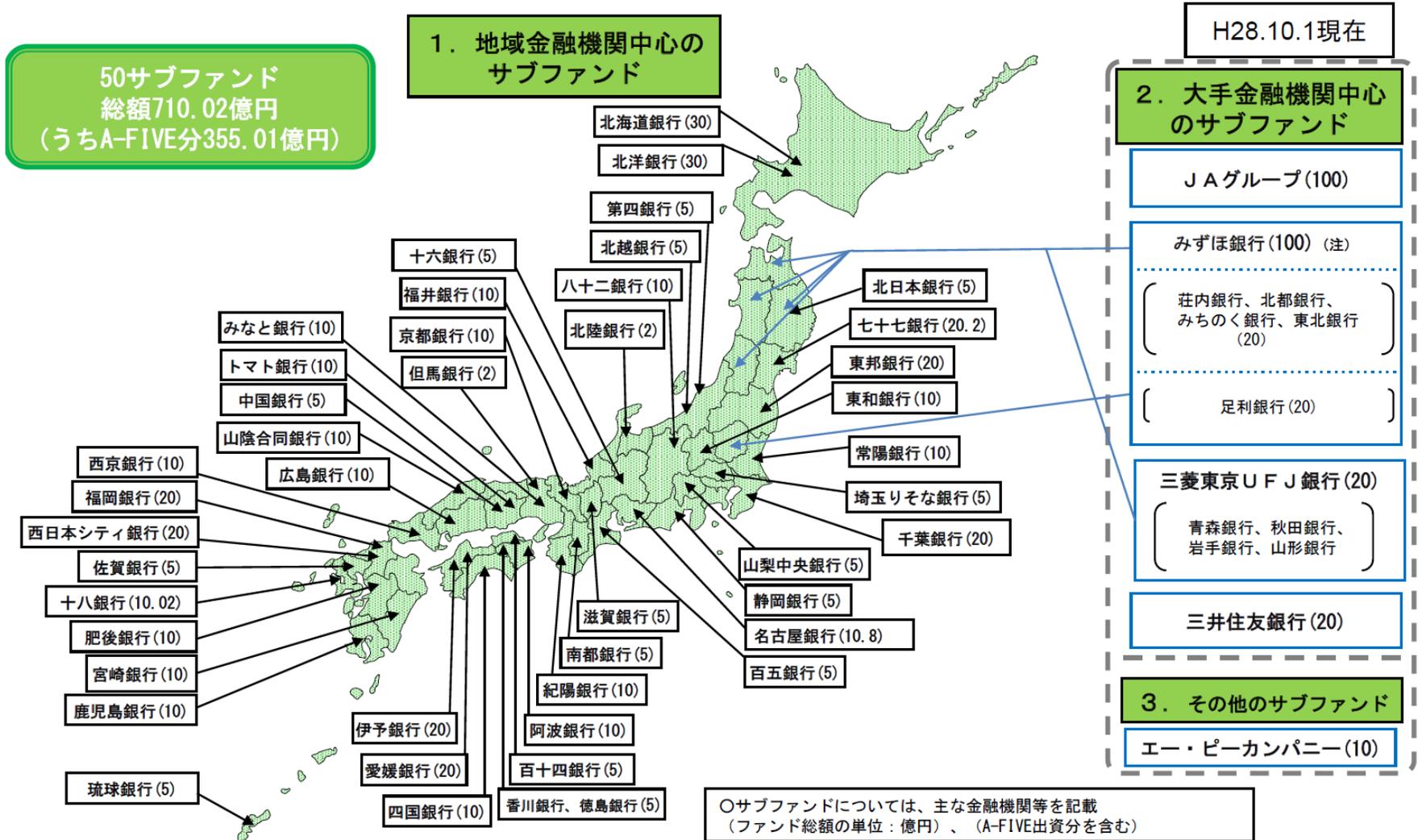
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）の概要



※この他、A-FIVEから支援事業者（6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者）への出資も可能。

(注) 「6次産業化をめぐる情勢について」(平成28年10月農林水産省HP)から抜粋した。

サブファンド設立状況について



注 地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。

(注) 「6次産業化をめぐる情勢について」(平成28年10月農林水産省HP)から抜粋した。

出資案件の地域別出資決定状況

出資決定案件 103件 出資決定額 76.65億円

A-FIVE 直接出資 2件 出資決定額 15.01億円
 サブファンド出資 101件 出資決定額 61.64億円
 (うちA-FIVE分30.82億円)

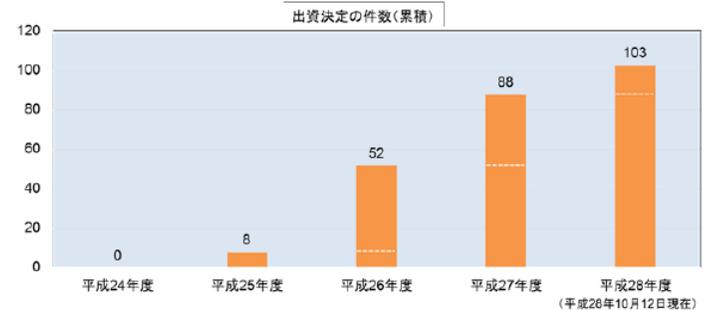
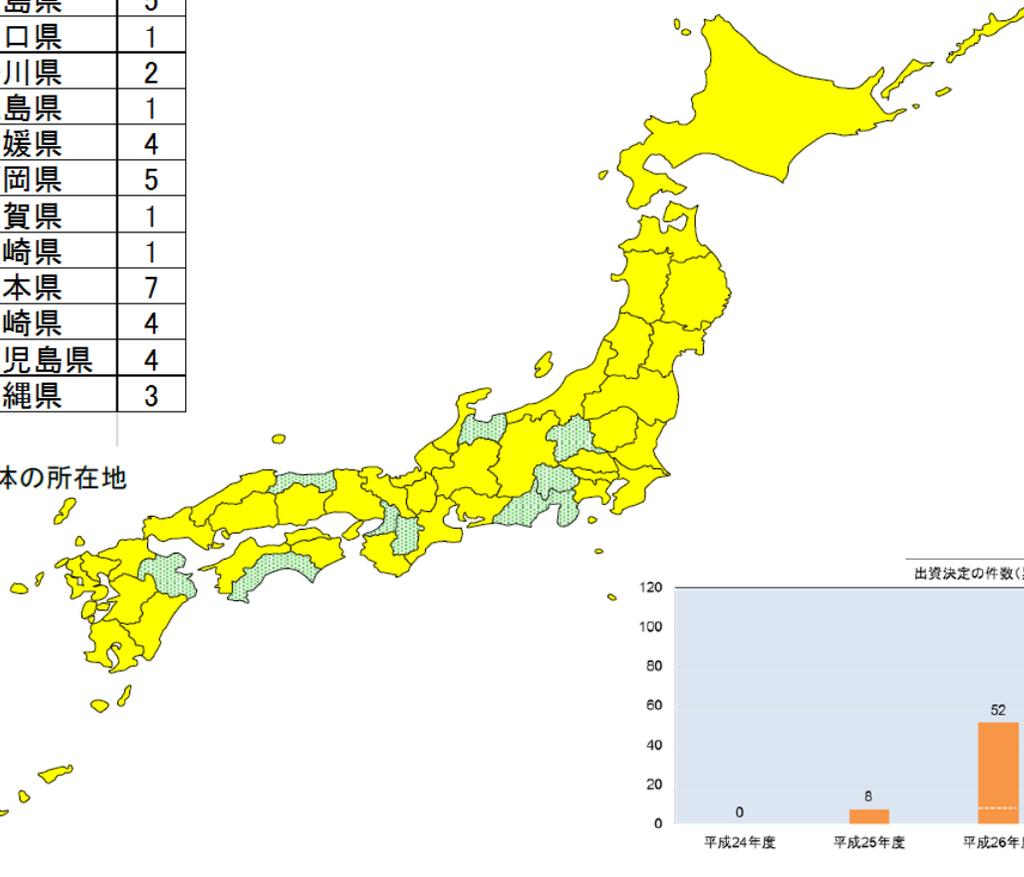
H28.10.12 現在

○47都道府県中で38都道府県(黄色)から103案件が組成

※サブファンド出資の件数には、A-FIVE直接出資案件に対するサブファンド出資分は含まない。

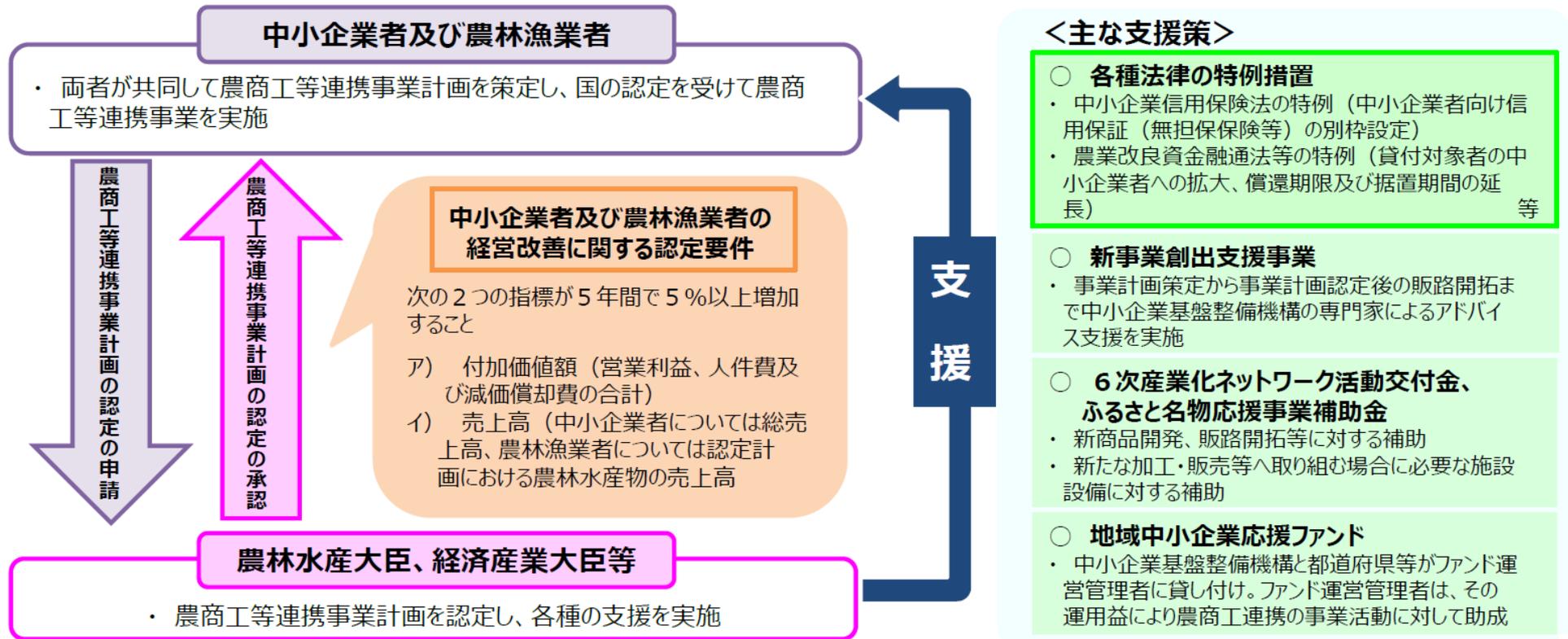
北海道	9	新潟県	3	広島県	5
青森県	2	石川県	2	山口県	1
岩手県	4	福井県	1	香川県	2
宮城県	1	長野県	4	徳島県	1
秋田県	1	岐阜県	3	愛媛県	4
山形県	1	愛知県	1	福岡県	5
福島県	2	三重県	1	佐賀県	1
茨城県	4	滋賀県	1	長崎県	1
栃木県	1	京都府	2	熊本県	7
埼玉県	1	兵庫県	2	宮崎県	4
千葉県	6	和歌山県	2	鹿児島県	4
東京都	5	島根県	2	沖縄県	3
神奈川県	1	岡山県	3		

(注) 所在地については、6次産業化事業体の所在地



(注) 「6次産業化をめぐる情勢について」(平成28年10月農林水産省HP)から抜粋した。

農工商等連携促進法の概要

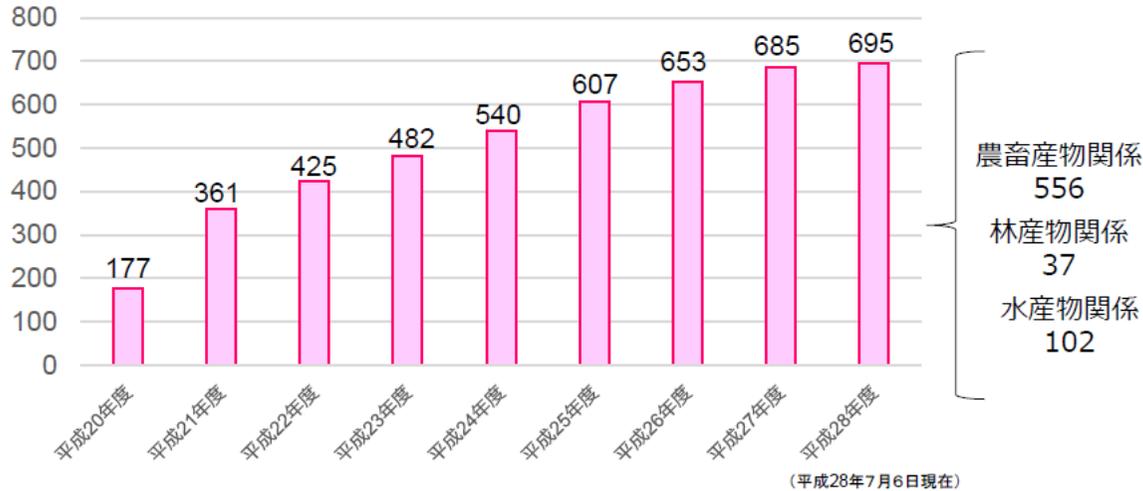


(注)1 「6次産業化をめぐる情勢について」(平成28年10月農林水産省HP)から抜粋した。

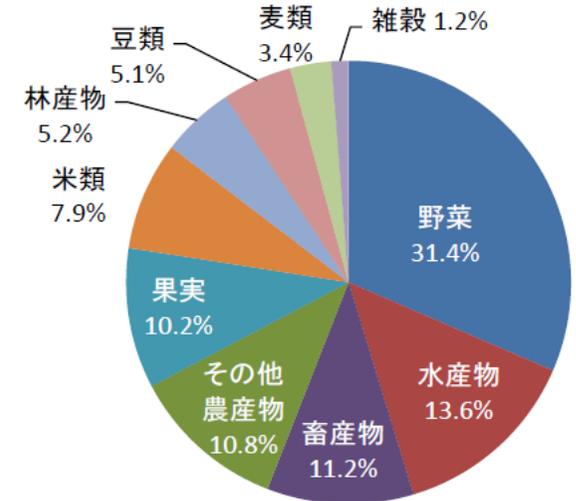
2 「農工商等連携促進法」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)をいう。

農工商等連携事業計画の認定状況（平成28年7月）

(1) 農工商等連携事業計画の認定件数（累積）の推移



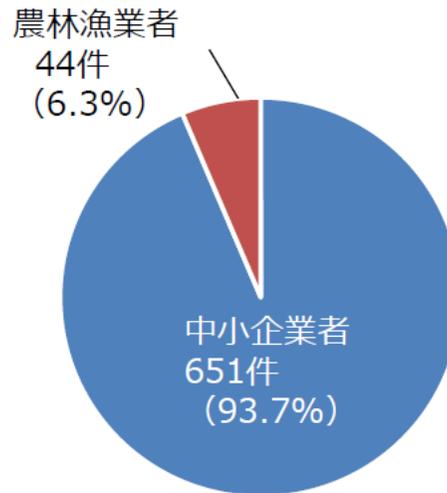
(4) 事業計画の対象農林水産物の割合



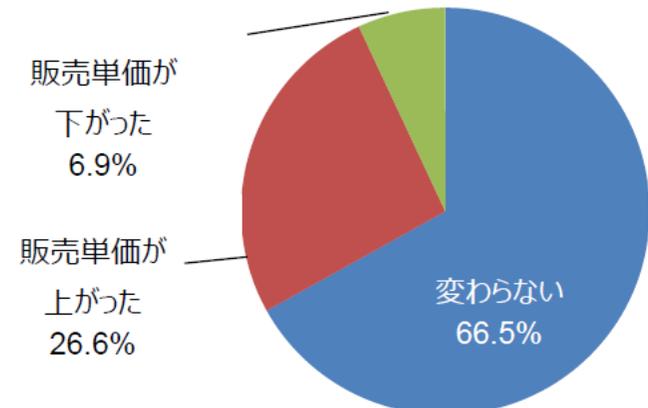
(2) 認定件数の多い都道府県（件数）

北海道	56
愛知県	55
静岡県	25
岐阜県	23
東京都・愛媛県	22

(3) 代表申請者の割合



(5) 農林漁業者から中小企業者への農林水産物の販売価格の状況



（注）「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律における施策の活用状況及び効果に関する調査」（2014年3月）による。

（注）「6次産業化をめぐる情勢について」（平成28年10月農林水産省HP）から抜粋した。